

# 南あわじ市 農業委員会だよい



～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる「かけ橋」～

## 第4号

平成19年3月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市福永358番地1

TEL(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126



鮮やかな色をつけた北内 克幸さん(市)経営の花壇苗

### 主な内容

会長あいさつ	2
農業委員研修会	2
家族経営協定	3
下限面積の変更	3
農業用施設の届出・許可	4
農業者年金	4
農地情報	4

### がんばる認定農業者を応援します

- ◇低利資金の融資を活用できます。
- ◇税制上の特例が受けられます。
- ◇農用地の利用集積を促進します。
- ◇経営改善のための支援をします。
- ◇農業者年金の保険料助成をします。

# 豊かで住みよい農村づくりをめざして

南あわじ市農業委員会長 中田 伸一

皆様方には、平素より農業委員会活動につきまして格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

最近、日本経済は回復基調にあるとの報道をよく耳にいたしますが、私たち農家にとっては依然厳しい状況が続いていることは間違ひありません。

担い手の減少や高齢化、遊休農地の増加など課題は山積

してお、国の「食料・農業・農村基本計画」や県の「ひょうご農林水産ビジョン二〇一五」の実現に向けて、認定農業者や集落営農組織等担い手への農地集積の加速化等、棄地の発生防止と解消、担い手への農地集積の加速化等、引き続き積極的に取り組む必要があると考えています。

まず、担い手の確保については、今年から本格的に実施されます経営所得安定対策など、今後の農業施策には不可欠なものであります。そのた

め、市や県の関係機関と連携しながら農業委員会としての役割をしっかりと果たして参りたいと思います。

次に、農地集積については、昨年実施しました農地の意向調査を基にして、各地区担当農業委員が農家の意向にあつた農地の流動化を推進し、農地の有効利用を図るとともに、遊休農地の解消に努めていきたいと思います。

また、農業委員会組織については、合併に伴う農業委員定数の減員に対応すべく、積極的な活動を基に地域の農業者とのつながりをより強固にするための体制整備を図り、地域農業の代表機関としての役割を十分發揮できるよう引き続き取り組んで参りたいと存じます。

かけがえのない農地を次世代に引き継ぎ、豊かで住みよい農村づくりに皆様方のより一層のご指導ご鞭撻を賜りま

## 農業委員研修会開催

農業委員としての知識と視野を広げることを目的として、さる三月二〇日、委員研修会が開催されました。講師として徳島県阿南市農業委員会の田上職務代理者をお招きし、農業後継者対策として取り組んでいるパートナーの紹介活動や、農業者が豊かな老後を送るための農業者年金推進活動など積極的な取り組みについての講演をいただきました。

また、信号機などに用いられている発光ダイオードを活用したいちご栽培についての事例紹介がありました。

講演後は、活発な意見交換が行われ、今後の委員会活動に大変有意義な研修会となりました。



# 経営改善に家族経営協定を

取り入れてみませんか。

南淡路農業改良普及センター 山口 康子

農業は家族労働を中心の經營が大半を占めていますが、家族内で經營について話し合っていますか。經營の目標を達成するためには、經營主だけでなく家族で共有し、家族一人ひとりの役割や立場を明確にすることは經營改善や經營の効率化に結びります。

經營改善や目標の明確化の手段の一つとして家族經營協定があります。現在、淡路島内では一七件の協定が結ばれています。協定と聞けば難しいイメージがあり、給料や休日を決めることが前面に出でていて、我が家には必要ないという声がよく聞かれます。

しかし、実際は給料や休日を決めることが協定ではなく、我が家の經營の現状を知り、今後の經營目標や働き方についてみんなで話し合うことが取り組みの第一歩になります。

そこで、後継者の就農や結婚、あるいは經營内における新部門の導入などや經營の節

目に家族で話し合い、共通のルールを作ることに意義があると思います。また、それ以外にも老後の営農や經營移譲について考え始めた時などもきっかけとなります。

協定の制度上のメリットとして、農業者年金に加入する場合、家族經營協定を締結している配偶者や後継者は、經營主とともに經營に参画していくことが明らかになるので、

一定の要件を満たせば基本となる保険料に対して一定割合の国庫助成が受けられます。また、農業改良資金などにおいては、女性農業者や後継者が当該資金の貸し付けを受けようとする場合、借入要件の一つになっています。

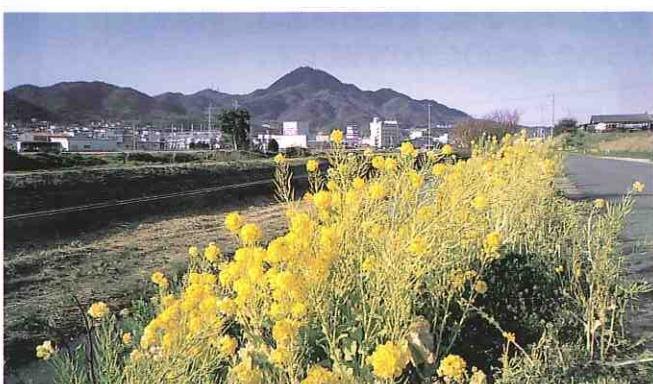
家族經營協定の内容は、家族によって違うものです。しかししながら、意欲を持つて仕事をし、よりよい經營・生活に活かしていこうという気持ちちは皆同じです。

我が家の經營を見直すきっかけとして、家族經營協定を取り入れてみませんか。

## 下限面積の変更

### 農業用施設の届出・許可

### 標準小作料について



旧緑町	五〇坪	五〇坪	旧
旧西淡町	五〇坪	五〇坪	
旧三原町	五〇坪	五〇坪	
旧南淡町	五〇坪	四〇坪	

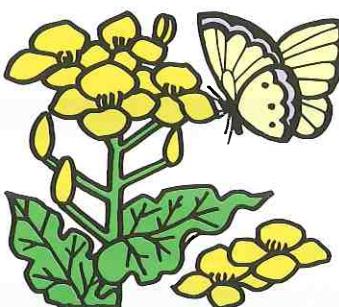
内全域が五〇坪となります。  
平成一九年四月一日より市積（下限面積）に達することが条件となっています。

より、耕作目的で農地の権利移動（売買、貸借）の許可を受けようとする時は、農地の分散化を防ぐ観点から、農地の取得後の耕作面積が規定の面積（下限面積）に達することが条件となります。転用面積が二〇〇m<sup>2</sup>未満であるときは、農業委員会への届出により承認されれます。転用面積が二〇〇m<sup>2</sup>未満であるときは、農業委員会への届出により承認されれた場合は建築が認められます。一方、二〇〇m<sup>2</sup>を超える場合は、農地法第四条の規定により県知事の許可を得てからでなければ建築することはできません。

転用面積として算入する土地の部分は、建物敷地だけではなく農地としては活用できない土地も含まれることになります。例えば進入路や露天農作業場、露天農機具置き場などです。

また、牛の運動場なども転用になりますので面積に含まれます。設置する場合は事前に面積の確認をお願いします。建築しようとする農地が農業振興地域の農用地（農振地）内にある場合は、事前に南あわじ市農林振興課へ「農業振興地域の農用地の用途区分変更申請書」の提出が必要となります。

標準小作料は、貸し手、借り手の小作料契約に目安を与え、円滑な賃貸借の契約が行われるよう設定されています。現行の標準小作料は次のとおりです。  
田 一三,〇〇〇円(一〇坪)  
畠 標準額を定めない



### 申請書等審議日程

南あわじ市農業委員会では、毎月次の日程により申請書等の受付審査、許可を行っています。申請についての相談はお早めにお願いします。

▽申請書等受付締切 五日  
▽定例会 ▽地区協議会 十二～十三日頃  
（閉庁日の場合は前日）  
▽申請書等の発行は定例会以後です。

## 利用権設定による貸借

市町村が行う利用権設定事業は、経営規模拡大の意欲と能力のある農家などへの農地の提供が円滑に行われるようするため、農地を貸しても期間が満了すれば確実に農地が返還され、離作物もない等安心して農地を貸せるような制度として農地の流動化を促進しています。

農地の貸借などについての権利設定である農用地利用集積計画を作成し、公告するということにより行われます。お問い合わせは農林振興課まで。

### 農地情報（意向調査による）

希望農家戸数	経営規模縮小のための貸借	市	福井	伊加利	津井	松帆	広田	北阿万	灘	福良	榎列	市	北阿万
五	八一六九四一九												
阿万	阿萬	賀集	神代	八木	志知	阿那賀	湊	倭文	一三	一二二二	二〇一〇	一一	一
農業委員会事務局ま でご相談下さい。	経営規模の拡大を計画して いる農家の方は、地区農業委 員または農業委員会事務局ま でご相談下さい。												

# 農業者年金に加入して 老後に安心を！

農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上、農業の担い手育成を目的とする政策年金です。老後生活の安心のために農業者年金に加入しましょう。農業者年金は、農家の人にもサラリーマンなみの年金を受給できるように設けられた農家のための制度です。

農家のための農業者年金にぜひご加入ください。

## ●農業に従事する人は広く加入できます。

60才未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している人なら誰でも加入することができます。

## ●保険料の額は自分で決められます。

保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で決めることができます。また、経営の状況や老後の生活設計に応じていつでも見直せます。

## ●80才までの補償がついた終身年金です。

年金は生涯支給されます。80歳までに亡くなられた場合は、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現価に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

## ●認定農業者等担い手には保険料の国庫助成があります。

認定農業者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫助成があり、最大で216万円の補助を受けることができます。ただし、農地等の経営継承が必要です。

## ●税制面でも特例があります。

支払った保険料は所得税の社会保険控除の対象となります。農業者年金基金が運用して、毎年各個人に配当する運用益も非課税です。

### 受給後は農地の移動にご注意を！

経営移譲年金を受給している人が農地を売買、貸借、転用する場合、経営移譲分が減額になることがあります。手続きを行う前に必ず農業委員会にご相談下さい。